鳥取県告示第480号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成21年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務、委任を受けた出納員及び委任期間

次の表の左欄に掲げる事務を同表の中欄に掲げる出納員にそれぞれ同表の右欄に掲げる期間委任させる。

次の衣の左側に拘りる事務を向衣の中A		
委任させた事務	委任を受けた出納員	委任期間
認知症介護制度人材育成研修のテキス	鳥取県福祉保健部長寿社会課	平成21年7月11日から平成
ト代金の収納事務	副主幹 植木 芳美	22年3月31日まで
	主事 毛利 徳敬	
鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取	鳥取県福祉保健部医療指導課	平成21年7月11日から同月
県条例第37号) 第2条第1項第31号及	主幹 西田 秋美	24日まで
び第55号の2に規定する手数料の収納		
事務		
河川法(昭和39年法律第167号)第67	鳥取県県土整備部河川課	平成21年7月11日から平成
条の規定に基づく原因者負担金の収納	課長 桑田 明仁	22年3月31日まで
事務	課長補佐兼主幹 福田 成生	
	主事 中嶋 浩一	
久本砕石株式会社役員に対する損害賠	鳥取県県土整備部治山砂防課	
償請求事件(平成14年(ワ)第182	課長補佐兼主幹 廣岡 靖彦	,,,
号)の債権に係る収納事務	副主幹 瀬村 正樹	"
	主事 柏木 将吾	
(1) 赤碕港の国有財産の使用に係る	鳥取県県土整備部空港港湾課	
既往占用料支払債務確認書に基づく	副主幹 青木 晃	
既往占用料	副主幹 杉原 孝治	"
(2) 鳥取港千代ボートパーク既往使		
用料の収納事務		
鳥取県教育職員免許法認定講習会に係	鳥取県教育委員会事務局特別支援教	平成21年8月1日から同月
る資料代の収納事務	育課	28目まで
	副主幹 端本 信昭	
文化財課が発行する刊行物の販売代金	鳥取県教育委員会事務局文化財課	平成21年7月11日から平成
及び送付に要する費用に係る現金の収	課長補佐兼主幹 植木 敏郎	22年3月31日まで
納に関する事務		
	•	

2 廃止する告示

次に掲げる告示は、平成21年7月10日限り廃止する。

- (1) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について(平成21年鳥取県告示第243号)
- (2) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について (平成21年鳥取県告示第290号)
- (3) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について (平成21年鳥取県告示第291号)
- (4) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について (平成21年鳥取県告示第394号)
- (5) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について (平成21年鳥取県告示第397号)
- (6) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について (平成21年鳥取県告示第419号)